

(その1)

(平成 25 年分) 収 支 報 告 書

整理番号 4708

(ふりがな)

1 政治団体の名称
(みんしゅとういわてけんだいよんそうしふ)
民主党岩手県第4総支部

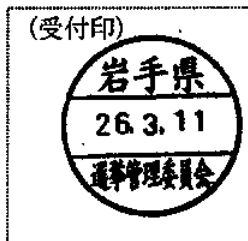
2 主たる事務所の所在地
岩手県北上市大通り3丁目11番30号高岡第一ビル3階

3 代表者の氏名
黄川田 徹

4 会計責任者の氏名
高橋 元

事務担当者 収支報告書の内容に関する問い合わせに応じられる方の氏名・電話

(氏名) 馬峰 友一
(電話) 0197-72-7750



政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政党	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
<input checked="" type="checkbox"/> 政党の支部	<input type="checkbox"/> その他の政治団体
<input type="checkbox"/> 政治資金団体	<input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
<input type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等	<input checked="" type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無
<input type="checkbox"/> 有 公職の種類 _____ 資金管理団体の届出をした者の氏名 _____
<input checked="" type="checkbox"/> 無

国会議員関係政治団体の区分
<input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名 <u>黄川田 徹</u>
公職の種類 <u>衆議院議員 (現職)</u>

資金管理団体の指定の期間 (※1)
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間 (※2)
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで

※1 報告対象年の1月1日から12月31日までの間に資金管理団体の指定・取消をした場合のみ記載してください。

※2 報告対象年の1月1日から12月31日までの間に国会議員関係政治団体の指定・取消をした場合のみ記載してください。

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	十億 百万 千 円	5,017,168
(前年からの繰越額)		5,010,537
(本年の収入額)		6,631
支 出 総 額		473,950
翌年への繰越額		4,543,218

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費		
金 額	十億 百万 千 円	3,000
員 数		3 ^人
(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	十億 百万 千 円	0
〔うち特定寄附〕		0
(イ) 法人その他の団体からの寄附		0
(ウ) 政治団体からの寄附		0
小 計 (ア)+(イ)+(ウ)		0
〔寄附のうち寄附のあつせんによるもの〕		0
イ 政党匿名寄附		0
合 計 (ア+イ)		0

注) 「寄附」による収入がある場合は、(その7)の記載が必要です。

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

項 目		金 額	備 考	
			本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出	
1 経 常 経 費	(1) 人 件 費	十 億 百 万 千 円 0		
	(2) 光 熱 水 費	0		
	(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	6,945		
	(4) 事 務 所 費	371,365		
	小 計	378,310		
2 政 治 活 動 費	(1) 組 織 活 動 費	十 億 百 万 千 円 33,340		
	(2) 選 挙 関 係 費	0		
	(3) 機 関 紙 誌 の 発 行 そ の 他 の 事 業 費 (ア + イ + ウ + エ)	60,900		
	ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費	0		
	イ 宣 伝 事 業 費	60,900		
	ウ 政 治 資 金 パ ー テ ィ ー 開 催 事 業 費	0		
	エ そ の 他 の 事 業 費	0		
	(4) 調 査 研 究 費	1,400		
	(5) 寄 附 ・ 交 付 金	0		
	(6) そ の 他 の 経 費	0		
小 計	95,640			
合 計	473,950			

注) 支出先が当該政治団体の本部又は支部となっているものは各項目の備考欄に金額を記載し、さらに(その16)にも内訳を記載してください。

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項目別区分	事務所費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
事務所賃借料負担金（1月分）	26,250	25.01.07	高橋 元	北上市和賀町煤孫7-138-1	
事務所賃借料負担金（2月分）	26,250	25.02.04	〃	〃	
事務所賃借料負担金（3月分）	26,250	25.03.04	〃	〃	
事務所賃借料負担金（4月分）	26,250	25.04.01	〃	〃	
政治資金監査報酬	52,500	25.04.03	弁護士 熊谷隆司	盛岡市南大通1-8-7 CFCビル3階	
事務所賃借料負担金（5月分）	26,250	25.05.01	高橋 元	北上市和賀町煤孫7-138-1	
事務所賃借料負担金（6月分）	26,250	25.06.03	〃	〃	
事務所賃借料負担金（7月分）	26,250	25.07.01	〃	〃	
事務所賃借料負担金（8月分）	26,250	25.08.01	〃	〃	
事務所賃借料負担金（9月分）	26,250	25.09.02	〃	〃	
事務所賃借料負担金（10月分）	26,250	25.10.01	〃	〃	
事務所賃借料負担金（11月分）	26,250	25.11.02	〃	〃	
事務所賃借料負担金（12月分）	26,250	25.12.03	〃	〃	
			〃	〃	
この頁の小計	367,500	注1) この様式は「資金管理団体」又は「国会議員関係政治団体」のみ作成してください。			
その他の支出	3,865	注2) 経常経費のうち、人件費を除く、光熱水費、備品・消耗品費、事務所費についてそれぞれ別葉で作成してください。（「項目別区分」欄には、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」と記載してください。）			
合計	371,365				

注3) 資金管理団体は、1件当り5万円以上の支出について個別に記載し、5万円未満の支出については「その他の支出」に一括して記載してください。

注4) 国会議員関係政治団体は、1件当り1万円を超える（1万1円以上）支出について個別に記載し、1万円以下の支出については「その他の支出」に一括して記載してください。

注5) 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「電気の使用料」、「事務用紙の購入費」、「事務所の借料損料」というように具体的に記載してください。

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金 (普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

注) 有無について、□にチェックしてください。「有」にチェックした場合は、資産等の項目別区分ごとに(その18)に記載してください。

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

- ① 領収書等の写し
- ② 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成 26 年 2 月 28 日

政治団体の名称 民主党岩手県第4総支部

会計責任者の氏名

高橋 元



※代表者の氏名

(解散する場合のみ記入すること)



注1) 「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署すること。

注2) 「※代表者の氏名」欄は、解散する場合に記名押印又は署名し、署名は必ず代表者本人が自署すること。また、「政治団体解散届」を同時に提出すること。

政治資金監査報告書

平成26年3月6日

民主党岩手県第4総支部
代表 黄川田 徹 殿

岩手県盛岡市南大通一丁目8番7号

CFCビル3階

登録政治資金監査人

登録番号

第2332号

研修修了年月日 平成21年6月9日



第1 監査の概要

1 監査の根拠規定

この政治資金監査は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づく監査である。

2 監査の対象書類

この政治資金監査の対象は、民主党岩手県第4総支部（以下「第4総支部」という。）の平成25年1月1日から同年12月31日までの法第12条第1項に規定する報告書並びに当該報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等、振込明細書（以下「会計帳簿等の関係書類」という。）である。

3 実施した基準

この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより、政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「具体的指針」という。）に基づいて行ったものである。

4 責任の所在と範囲

この政治資金監査は、外部性を有する第三者として、法及び具体的指針に従って、政治団体が管理すべき会計帳簿等の関係書類が保存されているかどうか、それらの書面の記載が整合的かどうかを外形的・定型的に確認するものであって、政治資金の用途の妥当性を評価するものではない。

5 監査

監査人並びに補助者藤澤綾子（以下「補助者」という。）は、平成26年2月28日、第4総支部事務所において、会計責任者高橋元氏（以下「会計責任者」という。）から提示された会計帳簿等の関係書類の現物を監査し、同日、会計責任者に対してヒアリングを実施した。なお、監査には、会計事務担当者の馬峰友一氏も同席した。

第2 監査の結果

1 書面監査の結果

(1) 保存対象書類の確認（法第19条の13第2項第1号）

監査人は、会計責任者から、会計帳簿等の関係書類の現物の提出を受けて確認したところ、会計帳簿等の関係書類がすべて保存されていた。

なお、支出の中には実際には振込による支出もあったが、相手からその後領収書を徴しているため、振込明細書は作られてはいなかった。

(2) 会計帳簿の記載事項（法第19条の13第2項第2号）

ア 会計帳簿の記載事項

平成25年分会計帳簿（以下「会計帳簿」という。）の支出の項目には、支出を受けた者の氏名及び住所並びにその支出の目的、金額及び年月日の記載があり、計算誤りは発見できなかった。

イ 会計帳簿と領収書等の突合

会計帳簿と提出を受けた全ての領収書等を突合したところ、会計帳簿の支出の目的、金額、年月日等の各欄と領収書等の記載とが整合することが確認された。

ウ 人件費の支出の状況の確認

人件費の支出については、支出そのものがなかった。

エ 会計帳簿の管理状況

会計帳簿は会計責任者の管理の下に置かれ、会計事務担当者が会計責任者の指示により補助的に管理しており、管理状況が不適切だと思われるような具体的事情は見あたらなかった。

(3) 収支報告書の記載（法第19条の13第2項第3号）

収支報告書と会計帳簿の記載を照合したところ、収支報告書に記載すべき事項（人件費以外の経費の支出（1件あたりの金額が1万円を超えるもの））の転記漏れは確認されなかった。

その他、収支報告書の必要記載事項の記載漏れ、計算誤りは確認されなかった。

2 会計責任者に対するヒアリングの結果の参考事項

(1) 監査人は、会計責任者に対し、会計帳簿における支出項目の区分の分類について質問したところ、政治資金規正法施行規則で定める分類基準に照らして行っているとの回答であった。

(2) 公職選挙法に抵触する等の支出の有無

会計責任者に対し、公職選挙法に抵触する花輪、供花、香典及び祝儀等の支出はないか質問したところ、そのような支出がないとの回答であり、会計帳簿等にも、そのような記載はなかった。

第3 業務制限

監査人及び補助者は、いずれも第4総支部との間に法第19条の13第5項に規定する一定の関係を有しない。

以上